

令和５年度 第１回江別市介護保険事業等運営委員会

日時：令和５年７月１３日（木）

午後６時３０分～

場所：市民会館 小ホール

議 事 次 第

１ 開 会

２ 議 事

（１）報告事項

ア 令和４年度地域包括支援センター運営状況について【資料１-１～４】

イ 江別市地域包括支援センター運営方針について【資料２-１～２】

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況等について【資料３】

エ 地域密着型サービス事業所の指定及び廃止について【資料４】

（２）協議事項

ア 江別市高齢者総合計画の構成案について【資料５】

３ そ の 他

４ 閉 会

江別市介護保険事業等運営委員会委員名簿
(任期：令和4年11月1日から令和7年10月31日)

委員数14名（男性10名、女性4名）

区 分	氏 名	推 薦 団 体 名
医療関係	かじい なおふみ 梶井 直文	一般社団法人 江別医師会
	ほりい たけし 堀井 毅史	一般社団法人 札幌歯科医師会江別支部
	いしかわ しゅうじ 石川 周治	一般社団法人 札幌薬剤師会江別支部
介護関係	ひさやま けいこ 久山 啓子	手をつなぐ訪問看護ETI
	なりた ゆきとも 成田 孝友	江別市介護支援専門員連絡会
	やまや けいすけ 山谷 啓介	江別リハビリ専門職団体EPOS
	いちかわ しげはる 市川 茂春	民間社会福祉施設連絡協議会
相談機関	はせくら たかゆき 支倉 孝幸	地域包括支援センター
	さとう たかし 佐藤 貴史	社会福祉法人 江別市社会福祉協議会
学識経験者	くろさわ なおこ 黒澤 直子	北翔大学
地域団体	すすき りょうじ 鈴木 良二	江別市自治会連絡協議会
	なかた えつこ 中田 悦子	江別認知症の人の家族を支える会
市民代表	なかい かすお 中井 和夫	一般公募
	おもて あゆみ 表 亜由美	一般公募

○江別市介護保険事業等運営委員会設置要綱

令和元年8月20日市長決裁

改正

令和元年11月12日

江別市介護保険事業等運営委員会設置要綱

（設置）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、介護保険事業等の適正な運営を図るため、及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を有するものとして、江別市介護保険事業等運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

（1）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、評価等に関すること。

（2）地域包括支援センター（以下「センター」という。）に関する次に掲げる事項

ア センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

（ア）センターの担当する圏域の設定

（イ）センターの設置、変更及び廃止

（ウ）センターの業務を委託された法人による介護予防支援事業の実施

（エ）第1号介護予防支援事業の実施

（オ）（ウ）及び（エ）に係るマネジメント業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所

（カ）その他運営委員会がセンターの公正性及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事

イ センターの運営及び評価に関すること。

ウ センターの職員の確保に関すること。

エ 地域包括ケアに関すること。

オ その他センターに関すること。

（3）地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。）の運営に関する次に掲げる事項について意見を述べること。

ア 地域密着型サービス事業者の指定（緊急を要するものを除く。）

イ 地域密着型サービスの指定基準（軽微な変更に係るものを除く。）及び介護報酬の設定

ウ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が適正な運営を確保するために必要であると判断した事項

（4）前3号に掲げるもののほか、介護保険事業等の適正な運営を図るために必要な事項

（組織）

第3条 運営委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）医療及び介護団体の関係者

（2）地域における相談事業等を担う関係者

（3）学識経験を有する者

（4）地域団体の関係者

（5）公募による者

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長の指名により決定する。

4 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 第2条第1号に規定する事項を協議するため、運営委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから互選により決定する。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
(秘密の保持)
- 第8条 運営委員会の委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(庶務)
- 第9条 運営委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。
(委任)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
(江別市介護保険事業計画策定等委員会設置要綱等の廃止)
 - 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 江別市介護保険事業計画策定等委員会設置要綱(平成10年11月16日市長決裁)
 - (2) 江別市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成17年11月17日市長決裁)
 - (3) 江別市地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成18年1月31日市長決裁)(経過措置)
 - 3 この要綱の施行の日前に行われた所要の手続等は、この要綱の規定により行われたものとみなす。
(江別市地域包括支援センターの設置及び運営に関する要綱の一部改正)
 - 4 江別市地域包括支援センターの設置及び運営に関する要綱(平成19年3月15日市長決裁)の一部を次のように改正する。
第9条第3項中「江別市地域包括支援センター運営協議会」を「江別市介護保険事業等運営委員会」に改める。
(会議の招集の特例)
 - 5 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(準備行為)
 - 6 第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 附 則(令和元年11月12日)
- この要綱は、令和元年11月12日から施行する。
-

地域包括支援センター運営状況概要

(1) 人口の状況

	江別第一				江別第二				野幌第一				大麻第一				合 計			
	R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4	
人口(人)	24,152	24,109	24,107		22,996	22,950	22,953		43,025	42,819	42,575		29,329	29,258	29,147		119,502	119,136	118,782	
65歳以上人口(人)	7,884	8,042	8,130		6,393	6,450	6,528		13,343	13,481	13,642		9,624	9,722	9,724		37,244	37,695	38,024	
高齢化率	32.6%	33.4%	33.7%		27.8%	28.1%	28.4%		31.0%	31.5%	32.0%		32.8%	33.2%	33.4%		31.2%	31.6%	32.0%	

(各年度末現在)

(2) 職員体制

	江別第一				江別第二				野幌第一				大麻第一				合 計			
	R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4	
保健師	1	2	2		1	1	1		1	1	1		1	1	1		4	4	5	
社会福祉士	1	1	1		1	1	1		3	3	3		2	2	2		7	7	7	
主任介護支援専門員	1	1	1		1	1	1		2	2	2		1	1	1		5	5	5	
介護予防支援担当職員	3	3	4		2	2	2		4	4	4		4	4	4		13	13	13	
計	6	7	8		5	5	5		10	10	9		8	8	8		29	30	30	

(各年度末現在、単位:人)

(3) 総合相談実績

	江別第一				江別第二				野幌第一				大麻第一				合 計			
	R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4	
相談延件数	3,353	3,430	3,612		2,555	2,311	2,422		3,356	3,871	4,292		2,363	2,486	2,230		11,627	12,098	12,556	
来 所	240	274	309		85	59	85		175	185	379		323	403	267		823	921	1,040	
電 話	2,483	2,613	2,593		1,808	1,785	1,923		2,454	2,945	2,955		1,654	1,720	1,643		8,399	9,063	9,114	
書 面	125	121	101		62	28	25		36	24	28		9	7	4		232	180	158	
訪 問	502	413	588		481	397	368		681	687	893		373	352	305		2,037	1,849	2,154	
その他	3	9	21		119	42	21		10	30	37		4	4	11		136	85	90	

(各年度末現在、単位:件)

(4) 活動実績

	江別第一				江別第二				野幌第一				大麻第一				合 計			
	R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4		R2	R3	R4	
地域活動(回)	12	18	22		9	15	16		16	19	31		10	8	25		47	60	94	
上記参加者(人)	124	240	363		118	215	309		288	332	694		100	73	267		630	860	1,633	
介護予防支援実施数	4,296	4,094	3,872		2,996	2,957	3,116		6,623	6,533	6,788		5,468	5,289	5,462		19,383	18,873	19,238	
新 規	105	91	126		73	96	96		151	173	239		139	159	158		468	519	619	
継 続	4,191	4,003	3,746		2,923	2,861	3,020		6,472	6,360	6,549		5,329	5,130	5,304		18,915	18,354	18,619	

(各年度末現在)

令和4年度 地域包括支援センターの運営状況

1 総合相談支援業務

ア 相談者区分内訳

相談者区分	延件数
本人	3,171
家族	3,131
親族	179
近隣住民	78
友人・知人	113
自治会関係者	43
民生委員	215
介護支援専門員等	1,327
サービス事業者	2,026
社会福祉協議会	159
医療機関	1,075
行政	951
法律関係者	25
その他	63
計	12,556

イ 相談内容内訳

相談内容区分	延件数
介護全般	3,140
介護保険	7,702
介護予防給付・総合事業	2,167
介護予防事業	148
権利擁護	275
認知症	1,358
ケアマネジメント	382
心身の健康状態	4,580
介護保険外サービス	836
保健福祉サービス	165
苦情	22
住まい	1,271
経済的相談	368
生活全般	1,921
その他	976

※1件の相談で、重複して該当する場合は各々の内容で計上

2 権利擁護業務

ア 権利擁護業務対応件数

内容区分	件数
虐待	17
成年後見制度	35
日常生活自立支援事業	17
消費者被害	11
その他	8
計	88

イ 虐待事例内容

区 分	件数
身体的虐待	8
介護放棄	4
心理的虐待	4
性的虐待	0
経済的虐待	4

※1件の相談で、重複して該当する場合は各々の内容で計上

3 地域ケア会議実施状況

センター名	回数	件数
江別第一地域包括支援センター	2	2
江別第二地域包括支援センター	3	6
野幌第一地域包括支援センター	6	6
大麻第一地域包括支援センター	1	1
自立支援型地域ケア会議	11	31
計	23	46

(新規22件・フォローアップ9件)

資料1-3

介護予防教室等の実施状況

1 介護予防教室

(単位:回、人)

事業名	センター名	R2		R3		R4	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
介護予防教室 (シニアの元気アップ講座)	江別第一	4	39	6	44	6	31
	江別第二	4	22	8	68	6	43
	野幌第一	4	37	6	38	10	107
	大麻第一	4	41	6	38	8	61
	計	16	139	26	188	30	242

2 介護予防出前講話及び地域フォーラム

(単位:回、人)

事業名	センター名	R2		R3		R4	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
介護予防出前講話	江別第一	5	59	8	118	10	158
	江別第二	2	44	6	124	9	241
	野幌第一	2	19	4	85	9	224
	大麻第一	0	0	2	35	9	131
	計	9	122	20	362	37	754
支え合い出前講話	江別第一	0	0	0	0	2	108
	江別第二	0	0	0	0	0	0
	野幌第一	2	56	9	209	10	307
	大麻第一	0	0	0	0	5	51
	計	2	56	9	209	17	466
地域フォーラム	江別第一	3	26	4	78	4	66
	江別第二	3	52	1	23	1	25
	野幌第一	8	176	0	0	2	56
	大麻第一	6	59	0	0	3	24
	計	20	313	5	101	10	171

3 合計

	R2		R3		R4	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
1及び2	47	630	60	860	94	1,633

資料1-4

令和4年度 指定介護予防支援業務の実施状況

・介護予防支援実績

(単位:件)

センター名	新規	作成分	継続	作成分	合計	作成分
		委託分		委託分		委託分
江別第一地域包括支援センター	67	61	2,313	2,064	2,380	2,125
		6		249		255
江別第二地域包括支援センター	53	44	1,771	1,413	1,824	1,457
		9		358		367
野幌第一地域包括支援センター	127	116	4,001	3,388	4,128	3,504
		11		613		624
大麻第一地域包括支援センター	91	81	3,159	2,778	3,250	2,859
		10		381		391
合 計	338	302	11,244	9,643	11,582	9,945
		36		1,601		1,637

・ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント)実施数

(単位:件)

センター名	新規	作成分	継続	作成分	合計	作成分
		委託分		委託分		委託分
江別第一地域包括支援センター	52	51	1,433	1,362	1,485	1,413
		1		71		72
江別第二地域包括支援センター	43	42	1,249	1,118	1,292	1,160
		1		131		132
野幌第一地域包括支援センター	106	100	2,548	2,247	2,654	2,347
		6		301		307
大麻第一地域包括支援センター	67	60	2,145	1,948	2,212	2,008
		7		197		204
合 計	268	253	7,375	6,675	7,643	6,928
		15		700		715

・ケアマネジメントC(初回のみの介護予防ケアマネジメント)実施数

(単位:件)

センター名	新規	作成分	継続	作成分	合計	作成分
		委託分		委託分		委託分
江別第一地域包括支援センター	7	7			7	7
		0				0
江別第二地域包括支援センター	0	0			0	0
		0				0
野幌第一地域包括支援センター	6	6			6	6
		0				0
大麻第一地域包括支援センター	0	0			0	0
		0				0
合 計	13	13			13	13
		0				0

・合計

(単位:件)

センター名	新規	作成分	継続	作成分	合計	作成分
		委託分		委託分		委託分
江別第一地域包括支援センター	126	119	3,746	3,426	3,872	3,545
		7		320		327
江別第二地域包括支援センター	96	86	3,020	2,531	3,116	2,617
		10		489		499
野幌第一地域包括支援センター	239	222	6,549	5,635	6,788	5,857
		17		914		931
大麻第一地域包括支援センター	158	141	5,304	4,726	5,462	4,867
		17		578		595
合 計	619	568	18,619	16,318	19,238	16,886
		51		2,301		2,352

江別市地域包括支援センター運営方針 新旧対照表

令和5年4月 改定

旧	新
I 全体運営方針 4 地域住民における認知度向上 地域包括ケアシステムの構築を担う中核的機関であるとの自覚のもとに、あらゆる機会を捉えてセンターの機能や役割の周知に努め、高齢者のみならず地域全体におけるセンターの認知度向上を図る。 7 新型コロナウイルス感染症への対策 新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患を有する者への重症化リスクが高く、高齢者においては、基礎疾患を有する機会が多いことから、高齢者に対する様々な相談や支援を担う機関として、感染症対策の関係機関と連携を図りながら、感染症対策を徹底した上で各種事業に取り組む。 II 個別取組方針 1 包括的支援事業の適切な実施 (1) 総合相談の受付 高齢者とその家族及び地域住民にとっての身近な相談拠点として、また介護・福祉・医療等関係者にとっての専門相談機関として、高齢者の生活全般に関する相談に適切に対応するとともに、高齢者等が相談しやすい環境の整備に努める。 また、<u>新型コロナウイルス感染症</u>に係る相談を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら適切な対応に努める。 (2) 権利擁護業務の強化 高齢者の権利侵害の未然防止及び早期対応に努めるとともに、虐待等を受けている高齢者のみならず、養護者等が虐待行為に至る背景や課題を的確にとらえ適切な支援を行う。 また、江別市成年後見支援センターを始めとした市内内外の権利擁護に関する支援機関及び専門職等と連携し、高齢者の権利擁護に係る体制整備に向けた取組を行う。 さらに、<u>新型コロナウイルス感染症の拡大によって、感染者や医療・介護従事者に対する差別や偏見に伴う権利侵害が社会問題となっているこ</u>	I 全体運営方針 4 地域住民における認知度向上 地域包括ケアシステムの構築を担う中核的機関であるとの自覚の下に、あらゆる機会を捉えてセンターの機能や役割の周知に努め、高齢者のみならず地域全体におけるセンターの認知度向上を図る。 7 各種感染症への対策 高齢者においては、基礎疾患を有する機会が多く、重症化リスクが高いことから、<u>高齢者に対する様々な相談や支援を担う機関として、感染症対策の</u>関係機関と連携を図りながら、感染症対策を徹底した上で各種事業に取り組む。 II 個別取組方針 1 包括的支援事業の適切な実施 (1) 総合相談の受付 高齢者とその家族及び地域住民にとっての身近な相談拠点として、また介護・福祉・医療等関係者にとっての専門相談機関として、高齢者の生活全般に関する相談に適切に対応するとともに、高齢者等が相談しやすい環境の整備に努める。 また、<u>各種感染症</u>に係る相談を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら適切な対応に努める。 (2) 権利擁護業務の強化 高齢者の権利侵害の未然防止及び早期対応に努めるとともに、虐待等を受けている高齢者のみならず、養護者等が虐待行為に至る背景や課題を的確にとらえ適切な支援を行う。 また、江別市成年後見支援センターを始めとした市内内外の権利擁護に関する支援機関及び専門職等と連携し、高齢者の権利擁護に係る体制整備に向けた取組を行う。

とから、感染症対策の関係機関と連携し、高齢者が差別や偏見の被害を受けないように感染症に対する正しい理解を図るとともに、被害を受けた高齢者の支援に努める。

(3) 介護支援専門員に対する支援・指導

介護支援専門員のスーパーバイザーとしての役割を常に自覚し、高齢者支援に関する協議や助言・指導等を通じて、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう包括的・継続的な支援を行う。

そのため、介護支援専門員から受けた相談を分類・整理して課題を把握するとともに、多職種による研修会等を開催計画に基づき実施し、医療機関を始めとした多様な関係機関とのネットワーク構築等を支援する。

また、あわせて、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、自立支援のあり方の共有及び浸透を図るための支援に努める。

2 介護予防に係るケアマネジメントの実施

高齢者の自立を阻む要因を適切なアセスメントにより把握・分析する中から、その人らしい生活の実現を図るために、本人が目指す生活状況を家族や関係機関等と共有し、評価可能な内容による短期目標及び長期目標を設定するとともに、目標の達成状況を一定の期間ごとに評価することで評価と見直しを積み重ね、高齢者自身の能力を最大限発揮した主体的な活動と合わせて、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントにより生活の質の向上を目指す支援に努める。

3 介護予防事業の推進

(1) 介護予防普及啓発事業の推進

身体・口腔機能の維持・向上、認知症予防、栄養改善など、自立した日常生活の維持に必要な知識・活動を多くの高齢者に普及啓発するため、自治会や高齢者クラブ等と密接に連携し、介護予防教室や介護予防出前講話を実施するほか、保健部門と連携し、歯科衛生士及び管理栄養士等の派遣による通いの場を活用した健康づくりに取り組む。

(2) 地域介護予防活動支援事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の推進

高齢者の社会参加を促し、主体的な介護予防活動が継続されるよう、介護予防サポーターの育成と合わせ、歯科衛生士、管理栄養士及びリハビリテーション専門職等との連携により、住民主体の通いの場等の創出及び運営を支援する。

(3) 介護支援専門員に対する支援・指導

介護支援専門員のスーパーバイザーとしての役割を常に自覚し、高齢者支援に関する協議や助言・指導等を通じて、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう包括的・継続的な支援を行う。

そのため、介護支援専門員から受けた相談を分類・整理して課題を把握するとともに、多職種による研修会等を開催計画に基づき実施し、医療機関を始めとした多様な関係機関とのネットワーク構築等を支援する。

また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、自立支援のあり方の共有及び浸透を図るための支援に努める。

2 介護予防に係るケアマネジメントの実施

高齢者の自立を阻む要因を適切なアセスメントにより把握・分析する中から、その人らしい生活の実現を図るために、本人が目指す生活状況を家族や関係機関等と共有し、評価可能な内容による短期目標及び長期目標を設定するとともに、目標の達成状況を一定の期間ごとに評価するとともに見直しを積み重ね、高齢者自身の能力を最大限発揮した主体的な活動と合わせて、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントにより生活の質の向上を目指す支援に努める。

3 介護予防事業の推進

(1) 介護予防普及啓発事業の推進

身体・口腔機能の維持・向上、認知症予防、栄養改善など、自立した日常生活の維持に必要な知識・活動を多くの高齢者に普及啓発し、フレイル予防の推進に取り組むため、自治会や高齢者クラブ等と密接に連携し、介護予防教室や介護予防出前講話を実施するほか、保健部門と連携し、歯科衛生士及び管理栄養士等の派遣による通いの場を活用した健康づくりに取り組む。

(2) 地域介護予防活動支援事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の推進

高齢者の社会参加を促し、主体的な介護予防活動が継続されるよう、介護予防サポーターの育成と合わせ、歯科衛生士、管理栄養士及びリハビリテーション専門職等との連携により、住民主体の通いの場等の創出や再開、運営を支援する。

(4) <u>新型コロナウイルス感染症の正しい感染対策とフレイル予防の推進</u> <u>新型コロナウイルス感染症の流行の長期化に伴い、高齢者が生活不活 発化からフレイル（虚弱状態）となるリスクに対して、感染症対策に係 る関係機関と連携し、感染症の正しい知識の普及と合わせて、フレイル 予防の取組の推進に取り組む。</u> 6 認知症に関する総合的な支援 (1) 認知症に対する正しい理解の普及啓発 介護予防出前講話や認知症サポーター養成講座の開催等により、認知症 の理解と予防について、<u>広く</u>地域住民に対して普及啓発を行う。	なお、住民主体の通いの場等の支援を行う際には、<u>感染症の正しい知 識や、感染防止対策</u>についても普及する。 (4) <u>削除</u> 6 認知症に関する総合的な支援 (1) 認知症に対する正しい理解の普及啓発 介護予防出前講話や認知症サポーター養成講座の開催等により、認知症 の理解と予防について、<u>地域住民や民間企業など</u>に対して<u>広く</u>普及啓発を 行う。
--	---

江別市地域包括支援センター運営方針

令和5年4月 改定

江別市

「江別市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47第1項に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の考えや事業実施の方針及び江別市（以下「市」という。）との連携に係る方針を明確にすることで、センターの効果的かつ円滑な運営に資することを目的に策定する。

I 全体運営方針

1 地域包括ケアシステムの推進

第9期江別市高齢者保健福祉計画・第8期江別市介護保険事業計画に基づき、江別市に住むすべての高齢者が、自分の意思で、自分が望む生活を送ることができるよう地域全体で認め合い、支え合うまちづくりを目指すことを理念とし、担当圏域の社会資源や地域の課題・ニーズを把握した上で、地域包括ケアシステムの推進に向けてセンターに求められる役割の遂行に努める。

特に、介護保険は自立を支援する制度であることに鑑み、自助としての高齢者自身の介護予防や互助としての支え合い活動の普及啓発を進めるとともに、医療介護連携による支援の強化、介護予防・日常生活支援総合事業の適正な活用、認知症の人やその家族の支援などの取組を重点的に進める。

2 市及び関係機関等との連携

センターは、市と共同で管理者会議、職種別会議及び全体会議等を開催し、相互の連携強化及び機能向上を図るとともに、常時密接に連絡を取り合い、高齢者支援等に関する情報の共有や意見交換等を綿密に行うものとする。

また、地域の住民組織等の会議などに参加し、地域住民、民生委員、ボランティア等との連携を深めるとともに、地域ケア会議や多職種研修会等の開催を通じて介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア・専門職等とのネットワークを構築する。

3 公正性及び中立性の確保

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託先の選択、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の紹介に当たっては、対象高齢者の特性に配慮しながら、公正・中立を保つとともに、委託先や居宅サービス事業所の業務状況に配慮し、必要に応じて適切な助言、確認を行う。

4 地域住民における認知度向上

地域包括ケアシステムの構築を担う中核的機関であるとの自覚の下に、あらゆる機会を捉えてセンターの機能や役割の周知に努め、高齢者のみならず地域全体におけるセンターの認知度向上を図る。

5 運営体制の整備及び機能の強化

センターは、その職員の配置及び運営等に当たって、江別市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の規定を順守するとともに、職員の資質向上、情報管理の徹底、危機管理体制の整備などに努める。

また、センターに配置された三職種がそれぞれの専門的知見を最大限生かすとともに、他職種と有機的な連携及び情報共有を図ることで体制整備及び機能強化に取り組む。

6 PDCAサイクルの活用による機能強化

センターは、その運営状況及び取組の推進状況等に関して自己評価を行うとともに、介護保険事業等運営委員会を始めとした外部機関による評価や意見等を踏まえ、PDCAサイクルを活用した機能強化に努める。

7 各種感染症への対策

高齢者においては、基礎疾患を有する場合が多く、重症化リスクが高いことから、高齢者に対する様々な相談や支援を担う機関として、感染症対策の関係機関と連携を図りながら、感染症対策を徹底した上で各種事業に取り組む。

II 個別取組方針

1 包括的支援事業の適切な実施

(1) 総合相談の受付

高齢者とその家族及び地域住民にとっての身近な相談拠点として、また介護・福祉・医療等関係者にとっての専門相談機関として、高齢者の生活全般に関する相談に適切に対応するとともに、高齢者等が相談しやすい環境の整備に努める。

また、各種感染症に係る相談を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら適切な対応に努める。

(2) 権利擁護業務の強化

高齢者の権利侵害の未然防止及び早期対応に努めるとともに、虐待等を受けている高齢者のみならず、養護者等が虐待行為に至る背景や課題を的確にとらえ適切な支援を行う。

また、江別市成年後見支援センターを始めとした市内外の権利擁護に関する支援機関及び専門職等と連携し、高齢者の権利擁護に係る体制整備に向けた取組を行う。

(3) 介護支援専門員に対する支援・指導

介護支援専門員のスーパーバイザーとしての役割を常に自覚し、高齢者支援に関する協議や助言・指導等を通じて、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう包括的・継続的な支援を行う。

そのため、介護支援専門員から受けた相談を分類・整理して課題を把握するとと

もに、多職種による研修会等を開催計画に基づき実施し、医療機関を始めとした多様な関係機関とのネットワーク構築等を支援する。

また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、自立支援のあり方の共有及び浸透を図るための支援に努める。

2 介護予防に係るケアマネジメントの実施

高齢者の自立を阻む要因を適切なアセスメントにより把握・分析する中から、その人らしい生活の実現を図るために、本人が目指す生活状況を家族や関係機関等と共有し、評価可能な内容による短期目標及び長期目標を設定する。また、目標の達成状況を一定の期間ごとに評価するとともに見直しを積み重ね、高齢者自身の能力を最大限発揮した主体的な活動と合わせて、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントにより生活の質の向上を目指す支援に努める。

なお、ケアプランの作成においては、医療・介護・福祉等の公的なサービスの利用のみならず、住民主体の通いの場や見守り等のインフォーマルな支援の活用も検討する。

3 介護予防事業の推進

(1) 介護予防普及啓発事業の推進

身体・口腔機能の維持・向上、認知症予防、栄養改善など、自立した日常生活の維持に必要な知識・活動を多くの高齢者に普及啓発し、フレイル予防の推進に取り組むため、自治会や高齢者クラブ等と密接に連携し、介護予防教室や介護予防出前講話を実施するほか、保健部門と連携し、歯科衛生士及び管理栄養士等の派遣による通いの場を活用した健康づくりに取り組む。

(2) 地域介護予防活動支援事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の推進

高齢者の社会参加を促し、主体的な介護予防活動が継続されるよう、介護予防サポーターの育成と合わせ、歯科衛生士、管理栄養士及びリハビリテーション専門職等との連携により、住民主体の通いの場等の創出や再開、運営を支援する。

なお、住民主体の通いの場等の支援を行う際には、感染症の正しい知識や、感染防止対策についても普及する。

また、リハビリテーション専門職の協力により作成したオリジナルの運動ツール等の普及を図り、高齢者の介護予防活動の効果向上に努める。

(3) 保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の介護予防を推進する上で、保健部門による健康づくりの視点に基づく予防活動に加え、特に重症化リスクの高い後期高齢者に対する保健事業を介護予防と一体的に展開する取組が重要となることから、市の保健部門及び国保健診療部門と連携し、地域の高齢者が参加する通いの場等に対して予防に資する各種取組の推進に努める。

4 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両面の支援が必要な高齢者に対して適切な支援が提供されるよう、医療機関等との密接な連携に努める。

また、医療介護の連携強化に向けて、江別市医療介護連携推進協議会に対してセンターとしての提言を行うとともに、同協議会が実施する各種取組に対して積極的に参画し、その効果向上に向けた支援に努める。

5 社会参加と支え合いの体制づくり

自助及び互助の重要性を普及し、住民自らの支え合いの意識を啓発するため、市その他関係機関等と連携して住民を対象とした意見交換会（フォーラム）を積極的に開催する。

また、地域資源や地域課題の把握に努め、生活支援体制整備事業における各層協議体への参画や運営を通して、地域における支え合いや介護予防等の取組の支援に向けた提言を行うとともに、各センターの圏域内地域における自治会、高齢者クラブ、地域住民組織等における交流、見守り合い及び支え合いの醸成に向けた取組のほか、新たな資源や機能の創出を行う。

6 認知症に関する総合的な支援

(1) 認知症に対する正しい理解の普及啓発

介護予防出前講話や認知症サポーター養成講座の開催等により、認知症の理解と予防について、地域住民や民間企業などに対して広く普及啓発を行う。

特に、高齢者のみならず、児童・生徒や現役世代など、幅広い世代が認知症に対する興味・関心を持てるような機会の創出に努める。

(2) 認知症を地域で支え合う体制の整備に向けた取組

認知症地域支援推進員を始めとした介護・医療・福祉関係機関のほか、認知症サポーター、地域住民及び民間企業等と連携して、認知症の人及びその家族が地域に認知症であることを打ち明けて、住み慣れた地域で自分らしく安心して社会参加をしながら生活していくことができるように、地域で見守り合い、支え合っていくための体制整備の支援に努める。

(3) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組

認知症初期集中支援チーム及び医療機関と連携し、初期又は軽度の認知症と思われる高齢者や、必要な医療及び介護サービスの利用に至っていない高齢者等の把握に努め、早期の受診や適切な対応等に結びつくよう支援を行う。

7 地域ケア会議の推進

(1) 個別事例検討型地域ケア会議

複雑な課題を有する高齢者や、支援方法について慎重な検討を要する高齢者に関して、医療機関や専門職、親族や地域住民等の関係者が協議する個別事例検討型地

域ケア会議を開催し、高齢者自身の望む生活や自立に向けたより良い支援に結びつける。

(2) 自立支援型地域ケア会議

多様な専門職の視点を活かした意見交換を通じて自立に向けた適切な支援方策を検討する自立支援型地域ケア会議に積極的に参画し、センター全体としてのケアマネジメント能力の向上を図る。

(3) 地域ケア会議の効果的な推進

地域ケア会議で定めた支援内容や決定事項を関係者間で共有し、その後の変化等をモニタリングしながら継続的な支援に努める。

また、地域ケア会議を通じて多職種・多機関のネットワーク構築を図るとともに、地域課題の抽出や検討に結びつけ、生活支援体制整備事業との連携を図りながら、課題解決に向けた積極的な提言を市及び関係機関に対して行う。

8 災害や感染症への対策

災害発生時及び感染症拡大時においては、日頃からの高齢者一人ひとりによる災害への備えや感染症対策を行う「自助」の意識付けに加え、地域の中の見守り合いや支え合い、助け合い活動を行う「互助」や「共助」の体制の強化が重要になる。

センターにおいては、センターが有する高齢者支援の役割と機能に加え、高齢者支援に資する地域づくりの機能を意識し、高齢者が住み慣れた地域で安心安全な生活が続けられるように、災害や感染症に係る関係機関との連携や協力の下、高齢者や高齢者が暮らす地域において災害や感染症の対策に備えられるよう、必要な情報提供を行うとともに、地域における「自助」、「互助」、「共助」の体制の強化に努める。

III その他

本運営方針に定める個々の取組について、必要と考えられる実施回数や到達基準等は別に示すので、各センターにおいて目標達成に向けた適正な事業計画を立案し、実施に努める。

介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等について

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 訪問サービス

(単位：人) (各年度末)

	R2	R3	R4
45 分未満	11	10	10
60 分未満	148	123	132
60 分以上	225	229	210
計	384	362	352

- ・ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
- ・要支援 1 及び要支援 2 の人が対象

(2) 通所サービス

(単位：人) (各年度末)

区分	R2	R3	R4
4 時間未満	339	295	363
4 時間以上	519	479	476
計	858	774	839
基準緩和型通所サービス	1	0	1

- ・通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行う。
- ・要支援 1 及び要支援 2 の人が対象

(3) 短期集中サービス

(単位：人)

区分	R2	R3	R4
運動器機能向上	16	16	12
口腔機能向上	0	1	3

- ・生活機能を改善するため運動器や口腔の機能向上などが必要な人に、短期間集中して機能訓練を行う。
- ・要支援 1 及び要支援 2、事業対象者が対象

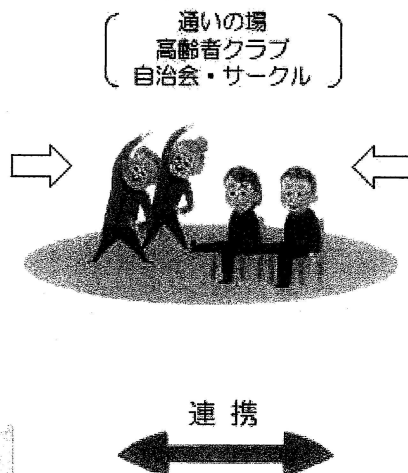
2 一般介護予防事業

(1) 通いの場を活用した介護予防・健康づくり

高齢者が主体的に集まって体操等に取り組む「通いの場」の活動を支援するため、「通いの場」に地域包括支援センター職員やリハビリテーション専門職を派遣しており、保健センターが行う通いの場への専門職派遣とも連携しながら、介護予防や健康づくりについて関心を高めてもらえるよう取り組んでいる。また、令和3年度からは介護予防教室を、公募型のみではなく、高齢者クラブや通いの場等の団体に対して講師（歯科衛生士、管理栄養士及び保健師等）を派遣する派遣型でも実施しており、仲間とともに学ぶ機会の拡充を図っている。

【介護予防・健康づくりの取組】

介護予防講話・介護予防教室 (一般介護予防事業)



専門職派遣 (高齢者保健・介護予防一体的実施推進事業)



3 包括的支援事業（社会保障充実分）

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

① お薬手帳を活用した連携シート（平成30年9月～）

お薬手帳に、介護に関する情報を記載した連携シートを貼付することで、医師、薬剤師、看護師等と介護機関との連携に役立てる。

連携シート（おくすり手帳版）

お名前: 様 (記入: 年 月 日)	
要介護: (年 月 日 ~ 年 月 日)	
ケアマネジャー:	
利用している介護・福祉サービス	曜日・頻度
ケアマネから主治医・薬局にご連絡	

連絡欄
(年 月 日)
(年 月 日)
(年 月 日)
備考:

② 医療機関ガイドブック（令和5年3月発行）

市内医療機関、薬局等のガイドブックを作成・配布

③ 研修情報の一元化

協議会ホームページに各団体が開催する研修情報を掲載（平成30年9月～）

アドレス <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/chiikiiryo/60756.html>

開催日	主催団体	主な内容
R1.5.17	江別地域ケア連絡会	知って納得、現場で活かせる排泄ケアのコツ その2 排尿編
R1.7.18	札幌薬剤師会江別支部	歯周病と全身疾患
R1.8.7	江別市介護保険課	第2回暮らしと成年後見について考える研修会
R1.8.22	江別市地域包括支援センター	医療・介護の連携にみる権利擁護の重要性～意思決定支援の展開～
R1.9.7	江別医師会	救急医療週間 急病の傾向と対策を考える
R1.9.20	江別地域ケア連絡会	江別における在宅医療と看取りについて～自宅での看取りをみんなで考えよう～
R1.11.2	江別市社会福祉協議会	笑いで理解を深めよう！成年後見制度
R1.12.20	江別市介護保険課	第3回暮らしと成年後見について考える研修会
R2.11.8	江別市介護保険課	落語で学ぼう！成年後見制度
R3.11.21	江別市介護保険課	認知症になった波平さん
R4.10.29	江別市介護保険課	笑って深める成年後見 ～暮らしに役立つ成年後見制度とは？～

(2) 認知症総合支援事業

① 認知症施策の活動状況について

	施策項目	指標項目	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込※1)
ア	認知症の人の社会参加を支え合う地域づくり	認知症サポーター養成講座受講者数	340人	294人	1,300人
		認知症高齢者家族やすらぎ支援事業利用日数	180日	205日	187日
イ	認知症の予防と備えの実践	認知症初期集中チームの累計支援実人数	2人	1人	5人
ウ	成年後見制度の推進	成年後見制度に関する相談対応件数	135件	116件	136件

※1 江別市高齢者総合計画(令和3年度～令和5年度)において設定した活動指標等の数値

② 認知症安心みまもりあいネットワーク事業について

ア VR（バーチャルリアリティ）を活用した研修会

市民を対象に認知症の症状を疑似体験する研修会を開催し、認知症の理解の促進と支援者の拡大を図る。

イ 見守りのためのツールの普及支援

認知症の人の目印となるステッカーや検索に活用できる通信アプリなどのツールの普及支援を通じて、認知症の人を地域で見守る活動を支援する。

ウ GPS位置検索サービスの利用促進

位置を検索することができるGPS機器の貸与制度により、認知症等の症状のある高齢者が行方不明や帰宅困難となるリスクの低減を図る。

(3) 地域ケア会議推進事業及び生活支援体制整備事業

① 自立支援型地域ケア会議

令和4年度の取組状況

開催回数	11回（新規22ケース検討）
助言者等	統括的助言者（理学療法士）、リハビリテーション専門職、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、生活支援コーディネーター

② 生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の取組

1 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは

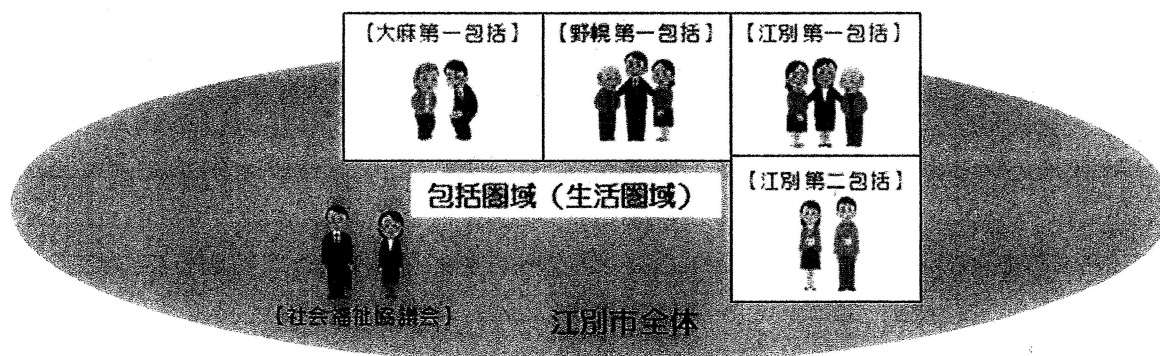
多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。
コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面はAとBの機能を中心に活動する。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
・地域に不足するサービス創出 ・サービスの担い手の養成 ・高齢者が活動する通いの場	・関係者間の情報共有 ・サービス提供主体間の連携の体制づくり等	・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング等

2 生活支援コーディネーターの担当圏域

(1) 第1層生活支援コーディネーター … 江別市社会福祉協議会【2名】

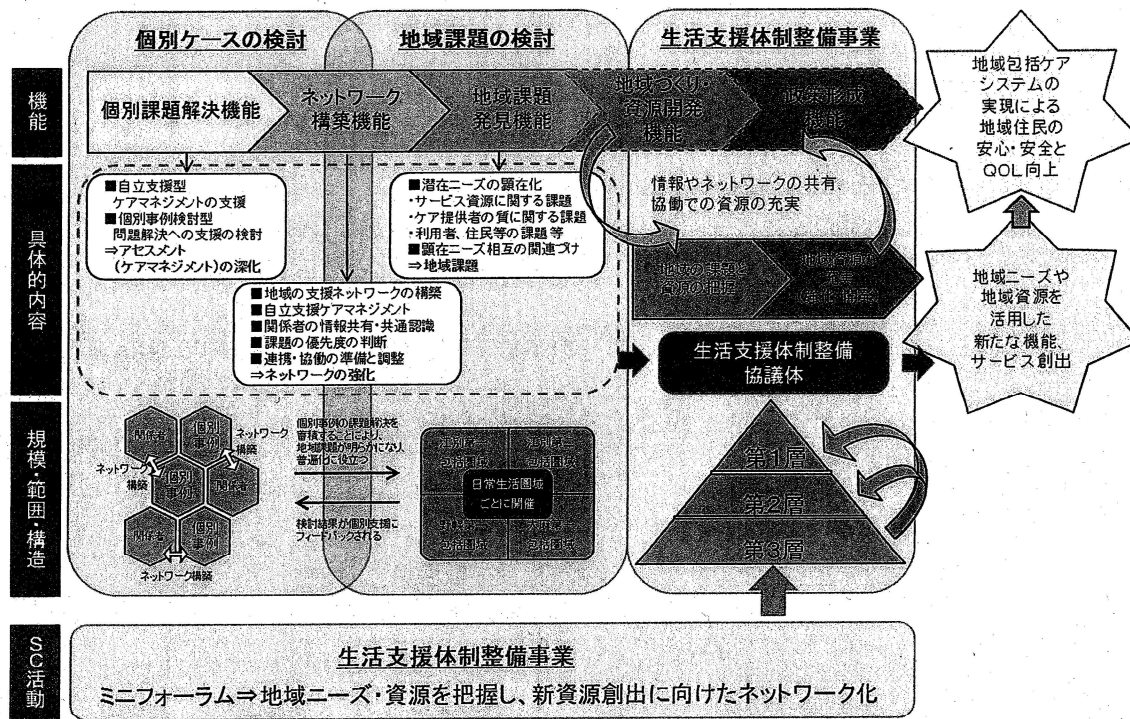
(2) 第2層生活支援コーディネーター … 地域包括支援センター【18名】



③ 地域ケア会議と生活支援体制整備協議体の機能

個別ケースの検討から地域に共通する課題及び地域資源を把握し、充実・強化することで、新たな機能やサービスの創出につながるよう取り組む。

江別市における「地域ケア会議」の5つの機能の考え方



資料4

地域密着型サービス事業所の指定及び廃止について (期間:令和4年7月2日～令和5年7月1日まで)

■地域密着型サービス事業所の指定について

	サービス種類	申請者	事業所名称	所在地	定員	開始年月日
①	地域密着型通所介護	株式会社3eee 代表取締役 田中 紀雄	デイサービスセンター ゆあみ茶屋江別	江別市元江別873番地の13	18名	令和4年8月1日
②	(介護予防)認知症対応型通所介護	株式会社ONODERAナース シングホーム 代表取締役 入江 康文	認知症対応型デイサービス 結いの家野幌	江別市野幌寿町24番地6	10名	令和4年10月1日
③	地域密着型通所介護	株式会社ヤマチコーポレー ション 代表取締役 山地 章夫	デイサービスきたえる〜む江別中央	江別市中央町12番地の16	18名	令和5年2月1日
④	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人創生会 理事長 伊東 鐘賛	グッドケア・大麻新町	江別市大麻新町10番地の11	18名	令和5年4月1日

■地域密着型サービス事業所の廃止について

	サービス種類	申請者	事業所名称	所在地	定員	廃止年月日
①	地域密着型通所介護	株式会社ITM介護システム 代表取締役 田中 恒司	デイサービスセンター ゆあみ茶屋江別	江別市元江別873番地の13	18名	令和4年7月31日
②	(介護予防)認知症対応型通所介護	株式会社ディクケアライフ 代表取締役 入江 康文	認知症対応型デイサービス 結いの家野幌	江別市野幌寿町24番地6	10名	令和4年9月30日
③	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	株式会社創生事業団 代表取締役 伊東 鐘賛	グループホームグッドケア・大麻新町	江別市大麻新町10番地の11	18名	令和5年3月31日

次期江別市高齢者総合計画の構成案

第8期計画の目次		第9期計画の目次		備 考
総論	総論	総論	総論	
第1章 計画策定の概要	第1章 計画策定の概要	第1章 計画策定の概要	第1章 計画策定の概要	
第1節 計画策定の目的	第1節 計画策定の目的	第1節 計画策定の目的	第1節 計画策定の目的	＜国の基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方＞
第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	1. 介護サービス基盤の計画的な整備
第3節 計画の期間	第3節 計画の期間	第3節 計画の期間	第3節 計画の期間	①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
第4節 計画の策定体制	第4節 計画の策定体制	第4節 計画の策定体制	第4節 計画の策定体制	②在宅サービスの充実
第5節 第7期計画の総括	第5節 第7期計画の総括	第5節 第8期計画の総括	第5節 第8期計画の総括	
第6節 社会福祉法等の一部改正への対応	第6節 社会福祉法等の一部改正への対応	第6節 社会福祉法等の一部改正への対応	第6節 社会福祉法等の一部改正への対応	2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
第2章 江別市の現状把握	第2章 江別市の現状把握	第2章 江別市の現状把握	第2章 江別市の現状把握	①地域共生社会の実現
第1節 高齢者等の状況	第1節 高齢者等の状況	第1節 高齢者等の状況	第1節 高齢者等の状況	②医療・介護情報基盤の整備
第3章 計画の基本的な考え方	第3章 計画の基本的な考え方	第3章 計画の基本的な考え方	第3章 計画の基本的な考え方	③保険者機能の強化
第1節 目指すべき地域の将来像	第1節 目指すべき地域の将来像	第1節 目指すべき地域の将来像	第1節 目指すべき地域の将来像	
第2節 基本理念・基本目標	第2節 基本理念・基本目標	第2節 基本理念・基本目標	第2節 基本理念・基本目標	
第3節 地域包括ケアシステムの推進	第3節 地域包括ケアシステムの推進	第3節 地域包括ケアシステムの推進	第3節 地域包括ケアシステムの推進	3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上
■江別版「生涯活躍のまち」構想と整合について	■江別版「生涯活躍のまち」構想と整合について	■江別版「生涯活躍のまち」構想と整合について	■江別版「生涯活躍のまち」構想と整合について	
各論	各論	各論	各論	
施策の体系化	施策の体系化	施策の体系化	施策の体系化	
第4章 高齢者保健福祉施策の展開	第4章 高齢者保健福祉施策の展開	第4章 高齢者保健福祉施策の展開	第4章 高齢者保健福祉施策の展開	
第1節 地域支援体制の推進	第1節 地域支援体制の推進	第1節 地域支援体制の推進	第1節 地域支援体制の推進	【計画目標1】
第2節 介護予防と健康づくりの推進	第2節 介護予防と健康づくりの推進	第2節 介護予防と健康づくりの推進	第2節 介護予防と健康づくりの推進	【計画目標2】
第3節 見守り合い・支え合いの地域づくりの促進	第3節 見守り合い・支え合いの地域づくりの促進	第3節 見守り合い・支え合いの地域づくりの促進	第3節 見守り合い・支え合いの地域づくりの促進	【計画目標3】
第4節 認知症施策の推進と尊厳ある暮らしの確保	第4節 認知症施策の推進と尊厳ある暮らしの確保	第4節 認知症施策の推進と尊厳ある暮らしの確保	第4節 認知症施策の推進と尊厳ある暮らしの確保	【計画目標4】
第5節 安心して暮らすための環境づくり	第5節 安心して暮らすための環境づくり	第5節 安心して暮らすための環境づくり	第5節 安心して暮らすための環境づくり	【計画目標5】
第6節 持続可能な介護保険制度の運営	第6節 持続可能な介護保険制度の運営	第6節 持続可能な介護保険制度の運営	第6節 持続可能な介護保険制度の運営	【計画目標6】
■活動指標の設定	■活動指標の設定	■活動指標の設定	■活動指標の設定	
■介護給付適正化事業の取組目標	■介護給付適正化事業の取組目標	■介護給付適正化事業の取組目標	■介護給付適正化事業の取組目標	
第5章 介護保険事業の展開	第5章 介護保険事業の展開	第5章 介護保険事業の展開	第5章 介護保険事業の展開	
第1節 介護サービス給付費等の推計	第1節 介護サービス給付費等の推計	第1節 介護サービス給付費等の推計	第1節 介護サービス給付費等の推計	
第2節 事業費総額の見込み	第2節 事業費総額の見込み	第2節 事業費総額の見込み	第2節 事業費総額の見込み	
第3節 第1号被保険者保険料の設定	第3節 第1号被保険者保険料の設定	第3節 第1号被保険者保険料の設定	第3節 第1号被保険者保険料の設定	
第6章 計画の推進に向けて	第6章 計画の推進に向けて	第6章 計画の推進に向けて	第6章 計画の推進に向けて	
第1節 計画の推進に向けた成果指標の設定	第1節 計画の推進に向けた成果指標の設定	第1節 計画の推進に向けた成果指標の設定	第1節 計画の推進に向けた成果指標の設定	
第2節 計画の推進体制	第2節 計画の推進体制	第2節 計画の推進体制	第2節 計画の推進体制	
資料編	資料編	資料編	資料編	